

施設等利用給付(償還払い)について

【認可保育所】向け

▼一時預かり事業(一般型)を実施している施設が対象

初版作成 令和5年9月

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課

目次

1. 施設等利用給付（償還払い）とは.....	1
1.1. 給付の対象者.....	1
(1) 給付の対象者.....	1
(2) 施設等利用給付認定.....	1
1.2. 給付の対象範囲.....	1
(1) 対象となる費用.....	2
(2) 給付の上限額.....	2
1.3. 給付方式.....	3
2. 施設等利用給付（償還払い）までの流れ.....	4
2.1. 認定から支給までの流れ.....	4
2.2. 施設で行う事務処理.....	4
(1) 施設等利用給付の対象児童であるかの確認.....	5
(2) 様式（提供証明書・領収証兼請求書）の発行.....	5
2.3. 保護者で行う手続き.....	8
3. よくある質問.....	9
3.1. よくある質問.....	9
3.2. お問い合わせ先.....	10

1. 施設等利用給付（償還払い）とは

施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた保護者が、認可外保育施設等（一時預かりを含む）や預かり保育の利用料の一部を、償還払い方式により給付を受ける制度です。

給付の対象者：施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた保護者

給付の対象範囲：認可外保育施設等（一時預かり含む）や預かり保育の利用料の一部

給付方式：償還払い方式

1.1. 給付の対象者

（1）給付の対象者

施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた保護者が対象となります。

市から認定を受けていない場合は、サービスを利用しても施設等利用給付の対象にはなりません。

（2）施設等利用給付認定

認可保育施設以外の施設やサービス（一時預かりを含む）を利用した際の費用について、給付を受けるための制度です。

年齢に応じ、以下の認定区分があります。いずれの場合も、認可保育施設に通園していないことが前提となります。

認定区分	クラス年齢	認定を受ける条件
新2号	3～5歳児	保育の必要性がある
新3号	0～2歳児	保育の必要性がある+住民税非課税世帯

認定を受ける条件にある保育の必要性とは、両親が働いている等の児童を日中に保育することが難しい理由のことです。（詳細はさっぽろ子育て情報サイトや、入園の手引きにてご確認ください。）

新3号の場合は、保育の必要性に加えて、住民税非課税世帯であることも条件となります。

1.2. 給付の対象範囲

施設等利用給付の対象範囲は、認可外保育施設等（一時預かりを含む）や預かり保育の利用料の一部となります。

本資料は一時預かり事業（一般型）のみ実施している施設を対象としておりますので、以下ではそのことを前提に説明していきます。

(1) 対象となる費用

一時預かりの利用料のみが対象となります。

食材料費や行事参加費等は対象外です。そのため、食材料費（おやつ代等）を含めて利用料を設定している場合、【一時預かりの利用料】と【その他の費用】を分けて設定してください。後述する様式（提供証明書・領収証兼請求書）上も、分けて記載いただく必要があります。

(2) 給付の上限額

認可外保育施設等（一時預かりを含む）を利用する場合の1か月の給付上限額は下表のとおりです。

	新2号	新3号
認可外保育施設や <u>一時預かり</u> を主に利用する場合	37,000円	42,000円

上表はあくまで上限額です。実際の利用料が上限額に満たない場合は、実際の利用料が施設等利用給付の支給額となります。

児童によっては、同じ月に複数の施設・サービスを利用する場合がありますが、その場合はそれら利用料の合計額を上表の上限額までの範囲で支給することが可能です。

【一時預かり事業（一般型）と併用できるサービス】

- 認可外保育施設
- 病児保育
…札幌市病後児デイサービスのほか、企業主導型が行う病児保育事業を含む
- ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみ除く）
…さっぽろ子育てサポートセンター、札幌市こども緊急サポートネットワーク

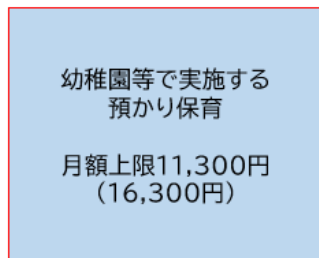
給付の上限額について、基本は以上のとおりなのですが、ここから先、例外的で少し複雑なケースをご説明いたします。

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の在園児については、その園の預かり保育の利用料のみが施設等利用給付の対象となります。認可外保育施設等（一時預かりを含む）を併用しても、併用部分の利用料は原則として施設等利用給付の対象となりません。

ただし、例外的に、預かり保育をやっていない、もしくは預かり時間が短いため「十分な水準にない幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）」に在園する場合については、併用した認可外保育施設等（一時預かりを含む）の利用料を施設等利用給付の対象とすることができます。

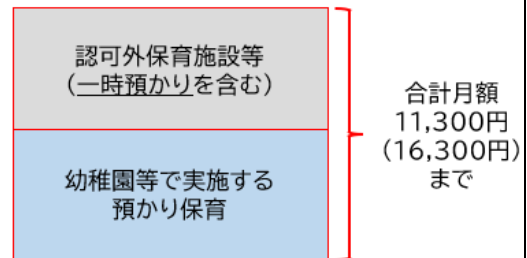
【預かり保育が十分な水準にない幼稚園等に在園する場合】

○幼稚園等の預かり保育が十分な水準にある場合



⇒認可外保育施設等(一時預かりを含む)を併用しても、併用部分は施設等利用給付の対象とならない。

○幼稚園等の預かり保育が十分な水準にない場合



⇒月額上限額11,300円(16,300円)から預かり保育を引いた金額を上限として、認可外保育施設等(一時預かりを含む)を施設等利用給付の対象とできる。

※1 幼稚園等の預かり保育を利用する場合の給付の上限額は、認可外保育施設等(一時預かり保育を含む)と異なり、11,300円(新3号は16,300円)となります。

※2 預かり保育が十分な水準にない幼稚園等は、令和5年度時点では以下の6施設のみが該当します。

藤、ばんけい、札幌創価、札幌トモエ、富丘つくし、真駒内幼稚園

1.3. 給付方式

給付方式は、償還払い方式です。

施設においては保護者から利用料の全額を徴収していただきます。後日、市が保護者からの請求に基づき、市から保護者へ給付上限額の範囲で還付いたします。

2. 施設等利用給付（償還払い）までの流れ

2.1. 認定から支給までの流れ

タイミング	施設	保護者	札幌市 ※子ども・子育て支援事務センター
利用前		認定申請書提出	申請書受理・認定
利用	サービス提供 (一時預かり実施)	利用申込 利用料支払	
利用後	様式※1の発行	様式の受領 (請求書部分への記載)	
利用翌月 15日まで		様式の提出	様式受理・審査
支給日※2			支給(口座振込)

※1 提供証明書・領収証兼請求書

※2 請求書受理後に迎える2・5・8・11月のいずれか早い月の26日

前述のとおり、給付を受けるために、まず保護者は施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

サービス利用後の流れとしては、施設側で様式を保護者に対して発行し、保護者にて様式の請求書部分を記載して完成させたくうえで、様式を市に提出していただきます。

市の審査で問題がなければ、市から保護者へ施設等利用給付費を支給いたします。

なお、支給は年4回（2・5・8・11月）の3か月サイクルです。支給前月の15日（★）までに市で受理した請求について、支給月の26日（★）に保護者へ支払いたします。

※（★）の日付は、いずれも土日祝日の場合はその直前の平日となります。

2.2. 施設で行う事務処理

一時預かり事業（一般型）の施設等利用給付においては、施設では保護者からの依頼に基づいて様式（提供証明書・領収証兼請求書）を発行する流れを想定しております。

しかし、保護者の中には施設等利用給付の制度を十分に理解していない方がいらっしゃるかもしれないので、施設側からも「様式（提供証明書・領収証兼請求書）を発行するので、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けている方は申し出てください。」と口頭や張り紙等で周知いただくようご協力をお願いいたします。

※ なお、施設等利用給付の制度内容について、市から保護者に対しては、施設等利用給付

認定を決定した際に保護者あてに送付する「施設等利用給付認定通知書」の同封チラシ「償還払いのご案内」の中で周知しております。

上記の周知を行っていただいたうえで、保護者からの申し出があれば、施設では「(1) 施設等利用給付の対象児童であるかの確認」「(2) 様式 (提供証明書・領収証兼請求書) の発行」を行っていただきます。

(1) 施設等利用給付の対象児童であるかの確認

施設等利用給付認定 (新2号・新3号) を受けていることが給付の条件であるため、まず認定があるかどうかを保護者にご確認ください。

確認方法としては、「施設等利用給付認定通知書」を保護者から提示してもらうのが確実です。

【注意：認定は遡及して受けられない】

施設等利用給付認定 (新2号・新3号) は申請日より前に遡って受けることはできません。そのため、サービス利用時に認定がない (申請していない) 場合は給付対象とならないことにご注意ください。

(2) 様式 (提供証明書・領収証兼請求書) の発行

● 様式は札幌市公式HPからダウンロード可能

ホーム>「お役立ちサービス」内の「申請書ダウンロード」>「キーワード検索」で「施設等利用費」と検索>「施設等利用費の償還払い手続き」から取得してください。



● 使用するのは様式2-1

認可外保育施設等 (一時預かりを含む) 用は、様式2-1となります。

- なお、xls形式の様式には数式が入っており、「入力用リスト」シートに利用料等をご入力いただければ、自動で保護者が請求すべき金額が算出されるようになっています。

様式1は幼稚園等の在園児向けの預かり保育用となりますので、間違っても使わな

いようご注意ください。

● 施設記載欄は様式の上部

施設で記載いただくのは、様式の上部となります。(利用、利用料を領収した事実、利用料額を証明いただくために記載する部分です。)

下部は保護者記載欄となり、記載内容については保護者に責任を持っていただく欄となります。

様式は特定子ども子育て支援特別交付金等給付証明兼領収証(認可外保育施設等)

提供証明書兼領収証 (一時預かり・認可外保育施設等)

保護者 (認定保護者) フリガナ 氏名	利用した 児童 (認定子ども) フリガナ 氏名
------------------------------	-------------------------------------

提供内容並びに領収額及びその費用の内訳

特定子ども・子育て支援の内容 (注) □にレを記入	提供年月	提供期間	利用料 無償化対象※1	特定費用 無償化対象外※2	施設自由 記載欄
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	(注釈)	年 月 日 ~ 年 月 日	円	円	
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業					
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業					

□標準的な利用時間(提供時間)は、札幌市に届出した申請書のとおり。(異なる場合は施設自由記載欄に記入)
 ※1 利用料は無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)の額。利用料の設定が月単位を超える(西半額等)場合は当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当を算定して下さい。(16円未満の端数がある場合は切り捨て)
 ※2 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、無償化の対象とならない費用の額

(金額) 年 月 日

施設記載欄

施設・事業所の
代表者種別名

※以下、請求者(認定保護者)記入欄 ※本書類は返却いたしません。切り取らず、そのままご記入ください。

(優先) 札幌市長 **施設等利用費請求書 (一時預かり・認可外保育施設等)**

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、別添(別紙)の領収証(別紙)に併記し、**施設等利用費の給付請求書(別紙)**の申請(別紙)を提出いたします。

- 申請者と認定子どもが、札幌市内に居住していることを札幌市が住民基本台帳で確認すること。
- 実態に利用していることや、利用料の支払い状況を札幌市が対象施設や保護者に確認すること。
- 課税状況を札幌市が確認すること。

請求日(令和 年 月 日)

1. 請求する保護者(認定保護者)

フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	現住所	

2. 利用した児童(認定子ども)

フリガナ	認定番号	
氏名	生年月日	年 月 日

3. 請求額

保護者記載欄
(記載内容について
保護者が責任を持つ欄)

円

4. 備考

・領収証の枚数 (本紙は含みません)

※月に複数施設を利用した場合、請求書区分を認定記載する手順を省略するため、別紙の紙の「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(別紙)」を複数枚提出し、**別紙の請求書兼領収証(別紙)**を添付して、**申請(別紙)**、**申請(別紙)**、**申請(別紙)**を提出してください。
 「提供活動報告書」、札幌市子ども緊急サポートネットワークを利用した場合は「提供活動報告書」又は「病児保育の報告書」を送付してください。

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご提出ください。

● 書類の作成・交付時の注意点

➤ 「保護者」欄について

様式は「施設等利用給付認定通知書」記載の「認定保護者」名義で発行する必要があります。

例えば、父名義で認定を受けているのに、書類上の保護者が母になっている場合、市の審査において不備とみなされますのでご注意ください。

➤ 複数施設を利用している対象者について

様式下部の請求額を空欄にして発行してください。（請求額は、保護者で複数施設の利用料の合計額を計算のうえ記載してもらいます。）

➤ 原本について

市にご提出いただいた様式の原本は、返却することができません。そのため、保護者には「必要に応じてお手元にコピーを保管してください」等のご案内をお願いいたします。

➤ 交付時期について

保護者から市へ様式を提出していただく時期としては、基本的にサービス利用月の翌月15日（土日祝日の場合はその直前の平日）まででお願いしておりますので、施設から保護者への交付時期については、保護者の提出がその期限に間に合うようにご協力をお願いいたします。（※ただし、その期限を過ぎても書類を受理できない訳ではありません。）

一時預かり事業（一般型）では単発の利用者もいますので、様式を交付する方法や時期については、事前に利用者と個別に認識合わせを行っていただくようお願いいたします。

【補足：様式を毎月ご提出いただく理由】

施設等利用給付の支給は年4回（2・5・8・11月）の3か月サイクルです。支給月前月の15日（土日祝日の場合はその直前の平日）までに不備なく受理した請求が支給対象となります。このことから、主に保護者とのトラブルを避ける目的で、様式の毎月のご提出をお願いしております。

例1） 10月に3か月分まとめて様式を提出したが、書類に不備があり11月に支給できなかった。

⇒ 11月に支給できなかった分について、支給できるのは早くても次回2月になってしまいます。

例2） 施設等利用給付の対象とならないにも関わらず、それに気づかず保

護者が請求してきた。

⇒例えば半年まとめて請求した結果、「給付の対象とならなかった」と後に判明すると、金額が大きいためトラブルになりかねません。

どちらの例においても、毎月のご提出であれば早めに市から保護者へアプローチができ、トラブルを未然に防ぐことができます。

また、毎月ご提出いただくその他の理由としては、「保護者や各施設書類管理に関するリスク減少のため」「市における事務の平準化のため」といったものがあります。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

➤ 初回請求者に対する案内について

様式にも記載しておりますが、初回の様式提出時（または振込口座を変更したい時）、保護者は「振込口座申出書（様式4）」もあわせて提出する必要があります。

振込口座申出書（様式4）は、札幌市公式HP（前述の様式2-1を掲載しているのと同じページ）や各区保健センターで取得できますので、保護者へのご案内をお願いいたします。または、可能であれば各施設で印刷して保護者へお渡しください。

2.3. 保護者で行う手続き

保護者が行う手続きは、以下の①～④のとおりです。

- ① 利用した施設から様式を発行してもらう。
- ② ①で受け取った様式（複数施設可）について、内容に間違いがないかを確認したうえで、下部の請求書部分に必要な事項を記入・押印を行う。
- ③ 初回又は口座に変更があった時のみ「振込口座申出書（様式4）」も作成する。
- ④ 利用した翌月15日（土日祝日の場合はその直前の平日）までに「札幌市子ども・子育て支援事務センター」に届くよう郵送する。（※郵送先住所は「3.2. お問い合わせ先」参照）

3. よくある質問

3.1. よくある質問

No.	質問	回答
1	他市町村から通っている児童から様式の発行を依頼された場合、どうすればよいか。	他市町村で認定を受けている児童の場合、その市町村に対し、市町村指定の様式の有無及び請求書の提出先をご確認ください。法律による様式の定めはありませんので、市町村から指定がなければ、札幌市様式の仕様も可能と考えられます。
2	認可保育所等を利用していなければ、誰でも一時預かり（一般型）が償還払いの対象となるのか。	幼稚園（部）に在園している場合、原則として預かり保育のみが償還払いの対象となるため、一時預かり（一般型）は対象となりません。
3	償還払いの対象かどうかかわからないという保護者から様式の発行依頼を受けたが、発行してよいか。	保護者に施設等利用給付認定通知書を確認するよう促し、それでも不明であれば居住区の保健センターに確認するよう伝えてください。 ※様式発行の際、認定保護者名の確認が必要です。
4	企業主導型保育所に通う児童が利用しても、償還払いの対象となるのか。	企業主導型保育所を利用する児童は、償還払いの対象とはなりません。 ※前提となる施設等利用給付認定を受けられません。
5	利用料が上限額を超えているが、そのまま実際の利用料額を記載してよいか。	様式上側（施設記載欄）の「利用料」については、実際の利用料額をご記載ください。ただし、保護者が請求できる金額は、「1. 2. 給付の対象範囲」で説明した上限額までとなります。
6	認定が月途中で開始または終了となる児童について、様式の提供期間をどのように記載すればよいか。また、給付上限額はどうか。	提供期間は、その月の認定期間と一致させてください。 給付上限額は、「 <u>3.7万円(新3号の場合は4.2万円) × その月の認定期間の日数 ÷ その月の全日数</u> 」となります。（小数点以下は切捨て）

7	請求書を提出したら、いつ支給されるのか。	支給は年4回（2・5・8・11月の26日）の3か月ごと、支給前月15日まで届いた請求書が対象です。 【例：一時預かりを4月から毎月利用】 4～6月分の請求書を7/15まで市で受理 ⇒8/26に4～6月分を支給（以降3か月ごと）
8	様式の施設印は園の印鑑でなければならぬか。	園の印鑑又は代表者の印鑑のどちらでも構いませんが、後者の場合は事業所名及び代表者氏名の両方がわかるようにご記載ください。
9	施設印は必須か。	必ず押印をお願いいたします。
10	誤記はどのように訂正すればよいのか。	二重線で見え消しとし、施設印として押印したものと同一印を訂正印としてください。
11	施設名等記載欄の近くにある日付には、何の日付を記載すればよいのか。	様式を発行した日付をご記載ください。 一般的には、預かり保育を4月に提供した場合、4月分の利用日数が確定するのは4月30日となることから、4月30日又はそれ以降の日付となるかと思えます。

3.2. お問い合わせ先

本市では、施設等利用給付（償還払い）に係る事務処理を外部業者に委託しております。本制度の一般的な内容や様式への記載の仕方等につきましては、下記センターまでお問い合わせください。

札幌市子ども・子育て支援事務センター	
・連絡先	011-211-2626
・住所	〒060-0007 札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階
・受付時間	9:00～17:30（土日祝日及び12/29～1/3を除く）
・受託者名	パーソルテンプスタッフ株式会社
※書類は郵送受付のみ（事務センターはセキュリティ等の関係からスタッフ以外の入室を禁止しております。申請書等の持参はご遠慮ください）	